

報道各位

新潟市選挙管理委員会事務局

令和8年5月31日執行の新潟県知事選挙  
当日投票所における投票受付誤りについて

このことについて、新潟市西区内の投票所において投票受付誤りが発生したので、下記のとおり公表いたします。

## 記

### 1 概要

令和8年5月31日午前8時25分ごろ、西区内の第7003投票区投票所(坂井東小学校)に、選挙人\*が来場。

\*当該選挙人は、最近新潟市から県内他市町村へ住所を移した方であり、投票するためには、「引き続き県内に住所を有する旨の証明書の提示」もしくは「引き続き県内に住所を有していることの確認の申請」が必要な方であった。

選挙人本人から、「引き続き県内に住所を有する旨の証明書の持参をしていない」との申告があったことを受け、投票所受付担当者が「証明書を持参しないと投票できない」と誤って案内したため、投票せずに退所。

その後、投票所庶務担当者から西区選挙管理委員会へ本件について報告があり、誤りが発覚したものの。

### 2 原因

投票事務従事者における投票事務処理要領の理解不足によるもの。

### 3 再発防止策

市内の全ての投票所の投票管理者に対して、選挙人の受付に際し、「引き続き県内に住所を有する旨の証明書の持参」または「引き続き県内に住所を有することの確認申請」により、投票が可能である旨の説明を行うことを徹底するよう指示をした。

### 4 問い合わせ先

西区選挙管理委員会事務局 事務局長 大橋（電話：080-8847-7685）